

2022年
1月から

健康保険法が改正されました

1 任意継続被保険者制度の見直し(資格喪失事由)

被保険者の任意脱退を認める。

改正前

- ①任意継続被保険者の資格期間(2年)が満了したとき。
- ②再就職をして他の医療保険の被保険者となったとき。
- ③任意継続被保険者が死亡したとき。
- ④保険料を期限までに納めなかったとき。
- ⑤75歳になったとき。

改正後

- ①脱退する旨を保険者に申請したとき。
- ②任意継続被保険者の資格期間(2年)が満了したとき。
- ③再就職をして他の医療保険の被保険者となったとき。
- ④任意継続被保険者が死亡したとき。
- ⑤保険料を期限までに納めなかったとき。
- ⑥75歳になったとき。

2 産科医療補償制度の見直し

産科医療補償制度の見直しにより、当該制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられました。

なお、少子化対策として、出産育児一時金の支給総額については現行の42万円が維持されます。

(産科医療補償制度未加入の分娩機関での出産の場合は40.8万円)

改正前

$$40万4,000円 + \text{加算額 } 1万6,000円 = \text{総額 } 42万円$$

改正後

$$40万8,000円 + \text{加算額 } 1万2,000円 = \text{総額 } 42万円$$

3 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金の受給中に、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行うこととする。

改正前

支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えない期間支給する。

改正後

支給を始めた日から通算して1年6カ月間支給する。

